

防府市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

令和2年1月30日制定

(目的)

第1条 令和元年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大の防止及び社会・経済への影響の最小化の観点から、部局横断的に的確かつ迅速に対処するため、防府市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 対策本部の長は本部長とし、市長をもって充てる。

- 2 対策本部に本部長代理及び副本部長並びに本部員を置く。
- 3 本部長は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 4 本部長代理は、副市長をもって充て、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 副本部長は、健康福祉部長及び危機管理監をもって充て、本部長を助け、新型コロナウイルス感染症対策推進の全般を掌理する。
- 6 本部員は、別表に掲げる各部局の長等をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の対策に関すること
- (3) 関係機関との連携に関すること
- (4) 市民に対する広報活動に関すること
- (5) その他新型コロナウイルス感染症対策に関すること

(部の設置)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をこれに充て、部の事務を掌理する。
- 4 部に副本部長を置き、部長が指名する職員をこれに充て、部長を補佐し、部長

が事故あるときは、その職務を代理する。

5 部の所掌事務は、必要に応じて別途定める。

(対策本部の会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 対策本部の会議を招集したときは、本部長が議長となる。

3 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 市が行う新型コロナウイルス感染症対策に関して、庁内における連絡を密にし、必要な対策を迅速に行わせるため、新型コロナウイルス感染症対策幹事会（以下「幹事会」という。）を設置し、会長並びに副会長及び会員で組織する。

2 会長は危機管理監、副会長は健康福祉部長をもって充て、会員については、本部長が指名する者をもって組織する。

3 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

4 会長が必要と認めるときは、幹事会以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 対策本部及び幹事会の事務局は、総務部防災危機管理課及び健康福祉部健康増進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

総務部長、総合政策部長、文化スポーツ観光交流部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、土木都市建設部長、教育長、教育部長、議会事務局事務局長、消防長、上下水道局長